

岡山 いのちと健康

2022年11月16日 No.72
働くもののいのちと健康を
守る岡山県センター
岡山市北区春日町5-6
TEL 086-221-0133
URL: <http://ww1.tiki.ne.jp/~okakenro/karoushi.htm>

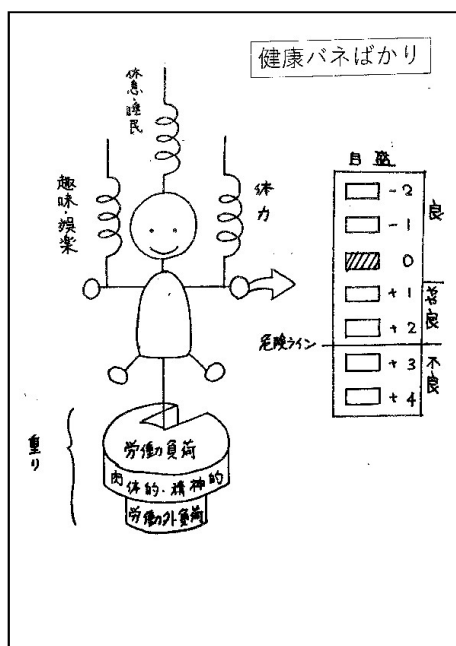
過労死等防止対策推進シンポ・岡山 -約80人が参加-

生きること・働くことと過労死問題 ハラスメントのない職場、遺族の講演

11月11日、イオンみらいホールで厚生労働省主催の過労死等防止対策シンポ岡山が開かれ約80人が参加しました。

長時間・過密労働を防止し、楽しく生きーそのために働く 埴田和史氏

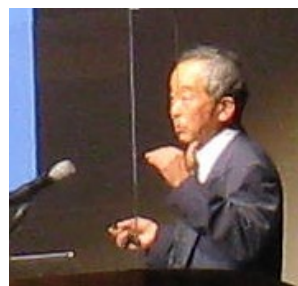
シンポでは、びわこリハビリテーション専門職大学・埴田和史教授(いのちと健康全国センター理事長)が「生きること、働くことを、過労死問題を考える」と題して講演。



埴田氏は、岡山協立病院に勤務し、長時間夜勤など「過労死」労働を体験した。その後大学院に戻り、頸肩腕症障害、過労死などの事案に取り組んできた。

人の健康は、「体力+休憩・睡眠+趣味・娯楽VS労働負荷+労働外負荷」のバランスであり、「健康バネ」(左図)で測れ、これが崩れると過労死につながる。労基法で労働条件は「人たるに値する生活を営む必要を充たすべき」としてあるが、実態は大きく乖離し、医師や医療・福祉労働者、教師をはじめとして、睡眠を削り長時間、過重な労働を強いられている。過労死認定基準も過労死ラインまで容認するような内容だ。

スウェーデン留学では、人生を楽しく生きること、そのために働くという状況を体験した。被災した人の苦しみや悲しみを共有し、その防止を求める運動が大切だ。」と話しました。



「このまま生きてくことは死ぬよりつらい」青年の過労自死一母の訴え



「兵庫県過労死を考える家族の会」の西垣迪世さんは、システムエンジニアの息子(当時27歳)が、長時間労働のためうつ病を発症して、回復していないのに復職。昼休憩は10分程度、月150時間超の残業、37時間連続勤務、仕事場での泊まり込みなど長時間労働が続き、「このまま生きていくことは死ぬよりつらい」「もう嫌だ・・・少し休憩をおくれと。」などの書き込みを残して、うつ病の治療薬を大量に飲んで自死した。3度労災申請をしたが認められず、裁判で勝訴した。長時間労働規制等の働き方改革を求めると訴えました。(裏面へ)

カスタマーハラスメント対策を 産業カウンセラー三木氏講演



産業カウンセラーの三木啓子氏は「ハラスメントのない職場環境に向けて」と題して講演。労働者が「顧客等からのクレーム・言動」で「社会通念上不相応なもので、就業環境が害される」「カスタマーハラスメント」について、企業が取り組むべき対策を解説。参加者から「メンタル不全の休業中にバンド演奏に参加したことについて、使用者が謝罪を求めている」との質問があり、「場合によるが、治療の一環との見方もある」と話しました。

じん肺・アスベスト被災者の救済、根絶を じん肺キャラバンが労働局、県、農政局要請

10月21日、建交労、いの健県センターの代表らと氏平県議が同席して「2022年なくせじん肺全国キャラバン」で県、労働局、中四国農政局に要請。じん肺、アスベスト裁判で国、企業責任が明確にされてきた中でじん肺根絶、アスベスト防止のハザードマップ作成、石綿救済法とアスベスト疾患労災認定基準の改正、被害者の救済、建設アスベスト被害者補償基金の創設などを説明して、見解を求めました。

県はアスベストハザードマップは作成してない。公共的建築物の調査はしているが公表はしていない。建築物解体時の業者のアスベストの有無の報告により労働局と立入検査、境界点での濃度測定実施と説明。

労働局には、じん肺の管理区分（病状の程度区分）決定判定に法では「胸部レントゲン写真」と決められているのに「CT」の提出を求めていることは「法に違反しているのでは」と見解をただしました。労働局は「撮っていれば、合わせて提出を求めている」と説明、「法の定めのない不要な資料」ではないかと是正を求めました。



要請書を提出する建交労朝倉委員長（中央）

働くもののいのちと健康を守る 岡山県センター総会

○日時 12月17日（土）10-12時

○場所 岡山国際交流センター5階

○記念講演「労働安全衛生の基本と
コロナ感染症」（仮題）

講師いのちと健康を守る京都センター事務局長
岩橋裕治さん（元全国センター事務局長）

質疑討論交流

○総会 方針、会計、役員選出

○コロナ感染対策としてオンラインも設定します。（メールアドレスを登録して下さい）感染拡大の場合入場数制限をします。

